

令和 8 年度埼玉県養殖魚プロモーション事業実施業務委託仕様書

この仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が実施する「埼玉県の養殖魚プロモーション事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の仕様を明らかにし、企画提案競技に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託事業名

令和 8 年度埼玉県の養殖魚プロモーション事業実施業務

2 事業の目的

本事業は、本県の主な養殖魚である 4 品目（金魚、錦鯉、めだか、その他の魚類（食用魚・陸上養殖等））について、県民等への認知度向上と需要の拡大を図るため、養殖魚の写真を撮影し、それを活用して県民等を主な対象としたポスター及びパンフレットを制作し、養殖魚の魅力を効果的に P R することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 1 2 日（金）まで

4 委託上限額

2, 8 1 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

委託する事業内容は、次のとおりとする。

なお、業務を円滑に進められるよう、具体的な取組内容については県と協議の上、実施することとする。

（1）写真の撮影

ア 業務内容

- ・ 各品目について、県が指定する県内生産者の養殖魚を撮影すること。受託者は必要に応じて肖像権や著作権等の権利者から承諾を得ること。
- ・ 撮影の時期、場所等は次のとおりを想定しているが、契約後に県と協議のうえで決定すること。

撮影時期：契約時～1 1 月上旬の合計 4 日程度

金魚・めだか・その他の水産物：加須市内の会場 1 か所にて 1 ～ 2 日

錦鯉：県内４か所程度の養殖池で２日

- ・ 使用料、交通費、撮影先への謝礼等撮影に必要な費用や撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担は委託業務に含まれるものとする。

イ 納品

- ・ 写真は余裕を持って多くの枚数を撮影し、そのうち５０枚以上を選定して電子データ（2480×3507pixel以上）をＵＳＢに保存し、埼玉県農林部生産振興課へ納品すること。納品枚数は提案による。
- ・ 納品する写真の選定にあたっては、県と協議すること。
- ・ 県は、納品された写真の電子データを県ホームページやＳＮＳ等への掲載、ＰＲ・販促資材の作成など、県の養殖魚のＰＲに無償で活用できるものとする。活用する際は、ＰＲ効果を損なわない範囲において撮影者等のクレジットを記載できることとし、記載内容は提案による。
- ・ 受託者は、県に納品しなかった写真について、県の許可を事前に得た場合を除き、他の業務に使用しないこと。

(２) ポスターの制作

ア 業務内容

- ・ (１) で撮影した写真を使用した防水仕様のポスター（養殖場や販売所付近に設置し、水に濡れる可能性がある、室内の日が当たる場所に春～秋の半年程度設置を想定、Ａ２判、片面カラー）を４品目各１種類制作し、印刷する。印刷枚数は各品目１００枚以上とし、印刷枚数、使用する紙・インクの種類は提案による。
- ・ 消費者に養殖魚の魅力を効果的にＰＲできるデザインとする。
- ・ 県内生産者等を取材し、制作に必要な情報及び素材の収集を行うこと。受託者は必要に応じて肖像権や著作権等の権利者から承諾を得ること。
- ・ 使用する素材は原則本業務において新規に入手したものとするが、協議の上、県及び受託者が所有するもの又は他社から提供を受けるものを使用することも可能とする。その際は受託者が著作権等の権利者から承諾を得ること。
- ・ 使用料、交通費、取材先への謝礼等取材に必要な費用の負担は委託業務に含まれるものとする。
- ・ 校正は２回以上行うこと。

イ 納品

- ・ 印刷物は５０枚ずつに梱包し、埼玉県農林部生産振興課へ納品する。
- ・ 印刷物と同一の内容の県ホームページ掲載用ＰＤＦファイルと県ＳＮＳ掲載用画像ファイルをＵＳＢに保存し、埼玉県農林部生産振興課へ納品する。

(３) パンフレットの制作

ア 業務内容

- ・ (１) で撮影した４品目の写真を使用し、養殖魚の販売場所で消費者に配布することを主目的とした養殖魚をＰＲするパンフレット１種類を制作

し、印刷する。パンフレットのサイズ、ページ数は提案による。印刷部数は１０００部以上とし、提案による。

- ・消費者に養殖魚の魅力を効果的にＰＲできるデザインとする。
- ・県内生産者等を取材し、制作に必要な情報及び素材の収集を行うこと。受託者は必要に応じて肖像権や著作権等の権利者から承諾を得ること。
- ・使用する素材は原則本業務において新規に入手したものとするが、協議の上、県及び受託者が所有するもの又は他社から提供を受けるものを使用することも可能とする。その際は受託者が著作権等の権利者から承諾を得ること
- ・使用料、交通費、取材先への謝礼等取材に必要な費用の負担は委託業務に含まれるものとする。
- ・校正は２回以上行うこと。

イ 納品

- ・印刷物は１００部ずつに梱包し、埼玉県農林部生産振興課へ納品する。
- ・印刷物と同一の内容の県ホームページ掲載用ＰＤＦファイルと県ＳＮＳ掲載用画像ファイルをＵＳＢに保存し、埼玉県農林部生産振興課へ納品する。

(４) 独自提案

(１)、(２)、(３)の他に、事業の目的を達成するために実施可能な効果的なプロモーションがあれば提案すること。費用は４で示した委託上限額の範囲とする。

6 業務遂行の流れ

- (１) 受託者は、契約締結後直ちに業務責任者を指定し、県へ報告すること。
- (２) 受託者は、事業開始時まで事業計画書（詳細な事業実施スケジュール等）を県へ提出すること。
- (３) 県との打合せ協議は月に１回以上必要に応じて適宜実施することとし、打合せ協議後にはその概要を受託者が取りまとめ、県に確認を求めるものこと。
- (４) 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は県と受託者で協議の上、業務を遂行すること。

7 業務報告

受託者は業務完了後速やかに業務報告書を下記のとおり県へ提出し、検査を受けること。

(１) 提出物

業務完了報告書（様式は県が指定する）

(２) 提出期限

令和９年２月１２日（金）

(３) 提出方法

電子メールによる。

(4) 提出先

埼玉県農林部生産振興課

8 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

9 再委託

受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 その他

(1) 本業務により制作されたポスター、パンフレット等の成果物、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとする。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

ア 本事業実施に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受託者が行い、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

イ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は県に生じた損害を賠償しなければならない。

ウ 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

(3) 納入成果物を始めとした全ての提出物及び県と受託者の会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。本業務委託の連絡担当者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、県の意思を正確に把握可能な者とする。

(4) 県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。

(5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、県と受託者が協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。費用が委託金額を超えた場合は、受託者が負担すること。